

滋賀県ジュニアバドミントン連盟規約

【第1章 名称・組織及び事務局】

第1条 本連盟は、滋賀県ジュニアバドミントン連盟と称する。

第2条 本連盟の趣旨に賛同する滋賀県で活動する18歳以下の生徒及び児童とその指導者をもって組織する。

第3条 本連盟の事務局は理事長のもとに置く。

第4条 本連盟は18歳以下で滋賀県バドミントン協会の滋賀県小学生バドミントン連盟及び滋賀県中学校体育連盟バドミントン専門部及び滋賀県高等学校体育連盟バドミントン専門部に属さないバドミントン競技の総括団体として滋賀県バドミントン協会を通じて（公財）日本バドミントン協会に加盟する。

【第2章 目的及び事業】

第5条 本連盟は、滋賀県におけるバドミントン競技を通じてジュニア選手の健康増進と地域スポーツの発展に寄与し、バドミントン競技の健全なる普及発展をはかることを目的とする。

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 滋賀県ジュニアバドミントン選手権大会（共催）及びその他の競技会の開催。
2. バドミントン競技の指導者講習会の開催並びに練習会の開催。
3. 指導者の交流と情報の交換。
4. 滋賀県中学校体育連盟及び滋賀県高等学校体育連盟との連絡調整
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

【第3章 役員】

第7条 本連盟に次の役員を置く。

| | |
|-------|-----------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 顧問、参与 | 必要に応じて |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 1名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
| 理事 | 若干名（常任理事の推薦を常任理事会で承認） |
| 会計 | 1名（副理事長が兼務） |

第8条 会長は、総会において選出され本連盟を代表する。副会長は会長を補佐する。

第9条 常任理事は理事の互選により決定する。理事長は、本連盟の活動を総括する。副理事長は理事長を補佐し、理事長不在時は、その職務を代行する。

第10条 監事は、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。本会の会務を監査する。

第11条 名誉会長、顧問、参与は必要に応じて置く事が出来る。理事会で審議し、総会の承認を得る。
会長がこれを委嘱し、必要により会長の諮問に応じ、総会・理事会に出席する事が出来る。
ただし、名誉会長、顧問、参与の議決権は無いものとする。

第12条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じ補充した時の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

第14条 理事長は理事会を司り、会長の命を受けて会務を処理執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその業務を代行する。

【第4章 会議】

第15条 本連盟の運営にあたり、総会、理事会、常任理事会を設ける。

第16条 総会は毎年1回、会長が招集する。総会は、第7条の役員をもって構成する。総会の議長は会長がこれに当たる。会長欠席のときは副会長がこれに当たる。

臨時総会は、会長が必要と認めた時、または、常任理事会で可決して請求があった時に開く。

第17条 総会は、下記の事項を審議決定する。

1. 事業及び収支決算の報告と承認。
2. 事業計画及び予算の編成。
3. 規約の制定及び改廃。
4. 役員の推薦、改選に関する承認。
5. 加盟料、分担金、参加料の決定。

第18条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、会長が議長となり開催する。

第19条 常任理事会は本会の常務事項並びに理事会より委任された事項の審議を行い処理執行する。

【第5章 会計】

第20条 本連盟の会計は、加盟料、分担金、補助金、寄付金、その他収入をもってこれに当たる。

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。総会時にその報告と、監事による会計監査報告を行う事とする。

【第6章 専門部】

第22条 本会の事業執行を円滑にするため次の専門部を置き、各理事はいずれかに所属する。

- 1 管理・事業部
- 2 審判・選手強化部

第23条 各専門部には部長・副部長を置く。管理・事業部の部長は理事長が、副部長は副理事長があたり、審判・選手強化部は常任理事より、部長・副部長を選出する。その任期は第12条の役員に準じる。

第24条 専門部は総会・理事会・常任理事会または専門部相互間で委任された事項につき審議し処理執行する。

第25条 事業・管理部は大会運営を、選手強化部は、選手強化及び指導者の養成を司り、それぞれの業務内容は、別途、取り決め事項（内規）で詳細を示すものとする。

【第7章 加盟及び脱退】

第26条 1. 本連盟の加盟は団体登録（団体5名以上）と個人登録（登録が5名未満の団体）とし、日常継続的な活動が指導資格を有する指導者のもとに、滋賀県内で適切に活動を行うこと。
(勝利至上主義に偏った活動を行わないこと)
滋賀県中学校体育連盟主催の大会に参加を希望する「地域クラブ団体」のみ、書面にて登録すること。
ただし、男子又は女子がすでに団体登録を認められている場合は、女子又は男子が団体登録人数以下でも登録を認める。

2. 別紙様式により、本連盟に申請するものとする。（加盟料・負担金は別に定める）

3. 指導者及び登録選手は、滋賀県バドミントン協会に登録を行うこと。

4. 連盟員は会長に届出て脱会することが出来る。

5. 連盟員が次の事項に当たる時、会長は理事会の決議を経て退会させることが出来る。

- (1) 本連盟の秩序を乱した時。
- (2) 申請書に虚偽の記載があった時。

【第8章 規約の改正】

第27条 本規約の改正は、総会または理事会の決議を経て、これを改正する事が出来る。

【第9章 緊急時の対応】

第28条 感染症の蔓延、台風など自然災害などにより、事業を行うかの判断は、会長、副会長、理事長、副理事長の協議で決定し、事務局より代表者に連絡をする事とする。

【付則】

本規約は、令和6年2月12日より施行する。

令和7年2月11日第26条1に追加、第27条の1を変更。